

高压ガス充填等業務仕様書

1 業務内容

和歌山市消防局が保有する高压ガス容器に高压ガス等の充填及び容器耐圧検査業務を行うもの。

2 納入場所

高压ガス容器の集配については、次の6箇所とします。

- (1) 消防局・中消防署 : 和歌山市八番丁12番地
- (2) 中消防署南分署 : 和歌山市和歌浦東1丁目1番13号
- (3) 東消防署 : 和歌山市鳴神1059番地6
- (4) 東消防署岡崎分署 : 和歌山市森小手穂49番地1
- (5) 北消防署 : 和歌山市狐島645番地3
- (6) 北消防署紀伊分署 : 和歌山市弘西1101番地2

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 品名

品名		予定数量
1	空気 2ℓ～12ℓ 充填	83本
2	酸素（医療用）1ℓ～10ℓ 充填	854本
3	高压ガス容器検査（鋼製他）	22本
4	高压ガス容器検査（FRP）	61本

※ 予定数量についてはあくまで予定となっているので、大幅に増減することがあることをあらかじめ了承すること。

5 必要な資格について

- (1) 高圧ガス保安法に規定する高圧ガス販売事業の届出をした者であること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品販売業の許可を受けた者であること。
- (3) 以上の資格等の保有状況が確認できる書類等の写しを提出すること。

6 納入について

- (1) 発注については都度の発注とし、納入数量を明示した納品書を発注者に提出し、

確認を受けること。

- (2) 運搬等、納品に係る一切の費用及び高圧ガスの代金は、受注者負担とする。
- (3) 使用後の容器については、各所属担当者より連絡があれば速やかに引き取ること。
- (4) 作業中は安全管理に十分注意すること。
- (5) 受注者は高圧ガス保安法等の関係法令を遵守すること。

7 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で警防課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

高压ガス充填等業務契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり
契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務内容）

第1条 甲は高压ガス充填等業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受託するものとする。

（1）和歌山市消防局が保有する高压ガス容器に高压ガス（空気・酸素）を充填する業務。

（2）前号の容器耐圧検査業務。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の指示する内容に従って業務を履行しなければならない。

（手数料）

第4条 高压ガスの充填、容器耐圧検査等の手数料として、各月の1本当たりの単価（消費税及び地方消費税分を含む。）は、次の各号に掲げる期間に応じて、次に定める額とする。

品 名		単 価
1	空 気 2ℓ～12ℓ充填手数料	円
2	酸 素（医療用）1ℓ～10ℓ充填手数料	円
3	高压ガス容器検査手数料（鋼製他）	円
4	高压ガス容器検査手数料（F R P）	円

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者へ譲渡等により承継させてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の全般又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容等の変更)

第8条 甲は、必要がある場合は、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、手数料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務を履行しなかったときは、その履行不能分に相当する手数料の額を減額して、甲に手数料の請求をしなければならない。

- 2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、手数料の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(手数料の支払)

第12条 乙は、当該月に履行すべき業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、手数料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に手数料を乙に支払わなければならぬ。
3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、手数料の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する手数料を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はそ

の損害を賠償しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号いづれかに該当するときは、この契

約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により業務の内容を変更したため手数料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行責任)

第18条 甲は、第11条の規定による確認の日から1年間、業務を履行していないことが判明したときは、乙に対して業務の再履行を請求することができる。

2 甲は、前項の再履行に替え、損害賠償を請求することができる。

(損害金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき手数料と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その業務に従事する者が業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第21条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙